

令和4年2月22日

令和4年 道央廃棄物処理組合議会
第1回定例会議案

道央廃棄物処理組合

目 次

- 報告第1号 例月現金出納検査の結果について（令和3年9月分）
- 報告第2号 例月現金出納検査の結果について（令和3年10月分）
- 報告第3号 例月現金出納検査の結果について（令和3年11月分）
- 報告第4号 例月現金出納検査の結果について（令和3年12月分）
- 報告第5号 定期監査の結果について
- 報告第6号 専決処分の報告について（道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）
- 議案第1号 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について（第1回）
- 議案第3号 令和4年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について
- 議案第4号 道央廃棄物処理組合監査委員の選任について
- 議案第5号 道央廃棄物処理組合公平委員会委員の選任について

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和3年9月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年10月22日

道央廃棄物処理組合議会議長 様

道央廃棄物処理組合監査委員 高山和己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和3年9月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和3年10月20日～令和3年10月22日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和3年10月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年11月24日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 高山和己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和3年10月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和3年11月19日～令和3年11月24日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和3年11月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年12月23日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 高山和己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和3年11月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和3年12月21日～令和3年12月23日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和3年12月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年1月21日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 高山和己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和3年12月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和4年1月19日～令和4年1月21日

3 検査を執行した委員

監査委員 高山和己

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

定期監査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定により、令和3年度定期監査（財務事務監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年1月21日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 高山和己

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

令和3年度定期監査（財務事務監査）報告書

1 監査の概要

(1) 監査の期間

令和3年12月3日から令和3年12月28日まで

(2) 監査の対象

道央廃棄物処理組合事務局企画課、総務課、施設課

(3) 監査の範囲及び方法

令和3年度4月から10月末までにおける財務に関する事務の執行が、関係法令、条例、規則等に基づき、公平普遍で計画的かつ効率的に行われているかについて、次の事項を重点として関係課から書類の提出を求め、書類審査を行い、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行った。

ア 予算の執行は適正な権限者が行いその手続きは適正か。

イ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

ウ 調定簿等関係書類は作成、整備されているか。

エ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

オ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続きは、法令等の定めによるところにより適時、適正に行われているか。

カ 随意契約による場合は原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

キ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

2 監査の結果

今回の監査は、組合事務局の所掌事務を対象に、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務及びこれらに関連する事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかについて、主に前記の項目を重点に関係書類を検査するとともに関係職員から説明を聴取し実施した。

項目別監査結果は次のとおりであり、財務に関する事務は良好に執行されていると認められ、今後とも適正かつ効率的な事務の執行に努められるよう望むものである。

(1) 収入事務関係

収入に関する事務については、主に調定から収入の整理に至るまで事務が適正に行われているかについて、調定書等の関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(2) 支出事務関係

支出に関する事務については、違法、不当な支出又は不経済な支出がないかについて、旅行命令簿、金券類の受払簿、契約書類及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(3) 契約事務関係

契約に関する事務については、契約の方法、手続、締結及び履行が関係法令等に基づいて適正に行われているかについて、設計書、仕様書、入札書、見積書、契約書、検査証及びその他関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

(4) 財産管理事務関係

財産管理に関する事務については、物品の管理等が適正に行われているかについて、関係書類を対象に検査した結果、良好に執行されていると認められた。

専決処分の報告について

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年2月22日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

専決処分書(写)

専決処分第1号

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

令和3年11月30日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和2年2月19日条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の
全部を改正する条例の制定について

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の全部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

(提案理由)

フルタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定
めるため、本案を提出する。

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の
全部を改正する条例

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和2年2月19日条例第1号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261条。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

2 会計年度職員の給与及び費用弁償については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（給与及び費用弁償の支給）

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、千歳市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年12月2日条例第42号）の規定を準用する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について
(第1回)

令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算は、別冊1のとおりとする。

令和4年2月22日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

令和4年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について

令和4年度道央廃棄物処理組合一般会計予算は、別冊2のとおりとする。

令和4年2月22日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合監査委員の選任について

次の者を道央廃棄物処理組合監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月22日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

住 所 夕張郡由仁町北栄29番地

氏 名 よしだ ひろゆき
吉田 弘幸

生年月日 昭和29年2月7日

（提案理由）

高山和己委員の任期満了（令和4年4月10日）に伴い、新たに選任するため、本案を提出する。

道央廃棄物処理組合公平委員会委員の選任について

次の者を道央廃棄物処理組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年2月22日提出

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

住 所 空知郡南幌町中央1丁目4番3号

氏 名 わたなべ しゅういち
渡邊 修一

生年月日 昭和32年1月3日

（提案理由）

平尾俊治委員の任期満了（令和4年4月10日）に伴い、新たに選任するため、本案を提出する。

管 理 者 行 政 報 告

令和4年2月

道央廃棄物処理組合

令和4年第1回定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

(1 焼却施設の進捗状況について)

焼却施設の進捗状況につきましては、令和3年度の事業として4月から建築工事に着手し、順調に工事を進めており、本年度末の進捗率は、予定どおり約26パーセントとなる見込みであります。

また、本年度、管理運営方法の検討業務を委託しており、令和6年4月からの供用開始に向け、新年度予算に管理運営事業者を選定するために必要な予算を計上しております。

(2 道央廃棄物処理組合の規約変更について)

道央廃棄物処理組合の規約変更につきましては、本組合を構成する各市町の9月定例会において、本組合の規約に最終処分場を加えることについての議決を得ましたことから、11月5日に北海道知事へ規約の変更申請を行い、本年1月18日付けで許可されましたので規約を変更しております。

このことから、新年度予算に最終処分場の整備に向け用地選定の基礎となる文献調査に係る経費を計上したところであります。

以上申し上げます、行政報告といたします。

令和4年
道央廃棄物処理組合議会第1回定例会

令和3年度 一般会計補正予算書

道央廃棄物処理組合

目 次

1	令和3年度 道央廃棄物処理組合一般会計補正予算（第1回）	1
	第1表 歳入歳出予算補正	2
	第2表 地方債補正	3
2	道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書	
	総 括	5
	歳 入	6
	歳 出	10

令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算（第1回）

令和3年度道央廃棄物処理組合の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 34,990千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,981,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		516,332	△13,037	503,295
	1 負担金	516,332	△13,037	503,295
3 繰越金		500	3,347	3,847
	1 繰越金	500	3,347	3,847
5 組合債		835,200	△26,900	808,300
	1 組合債	835,200	△26,900	808,300
6 道支出金			1,600	1,600
	1 道交付金		1,600	1,600
歳入合計		2,016,360	△34,990	1,981,370

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		30,385	△3,700	26,685
	1 総務管理費	30,104	△3,700	26,404
3 衛生費		1,984,734	△31,259	1,953,475
	1 清掃費	1,984,734	△31,259	1,953,475
4 公債費		193	△31	162
	1 公債費	193	△31	162
歳出合計		2,016,360	△34,990	1,981,370

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
焼却施設建設事業	835,200	808,300

歲入歲出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	516,332	△13,037	503,295
3 繰越金	500	3,347	3,847
5 組合債	835,200	△26,900	808,300
6 道支出金		1,600	1,600
歳入合計	2,016,360	△34,990	1,981,370

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国 道 支 出 金	地方債	その他	
2 総務費	30,385	△3,700	26,685				△3,700
3 衛生費	1,984,734	△31,259	1,953,475	1,600	△26,900		△5,959
4 公債費	193	△31	162				△31
歳出合計	2,016,360	△34,990	1,981,370	1,600	△26,900		△9,690

2 歳 入

款		補正前の額	補 正 額	計
項				
目				
1	分担金及び負担金	516,332	△13,037	503,295
1	負担金	516,332	△13,037	503,295
1	市町負担金	516,332	△13,037	503,295
3	繰越金	500	3,347	3,847
1	繰越金	500	3,347	3,847
1	繰越金	500	3,347	3,847
5	組合債	835,200	△26,900	808,300
1	組合債	835,200	△26,900	808,300
1	衛生債	835,200	△26,900	808,300

(補正額)

補正後

(単位：千円)

節		説 明																																
区 分	金 額																																	
1 市町負担金	($\triangle 13,037$) 503,295	既定より 13,037千円減 市町負担金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千 歳 市</td> <td>114,212</td> <td>$\triangle 2,135$</td> <td>112,077</td> </tr> <tr> <td>北広島市</td> <td>62,765</td> <td>$\triangle 1,709$</td> <td>61,056</td> </tr> <tr> <td>南 幌 町</td> <td>12,275</td> <td>$\triangle 237$</td> <td>12,038</td> </tr> <tr> <td>由 仁 町</td> <td>62,740</td> <td>$\triangle 1,790$</td> <td>60,950</td> </tr> <tr> <td>長 沼 町</td> <td>71,751</td> <td>$\triangle 2,226$</td> <td>69,525</td> </tr> <tr> <td>栗 山 町</td> <td>192,589</td> <td>$\triangle 4,940$</td> <td>187,649</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>516,332</td> <td>$\triangle 13,037$</td> <td>503,295</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	補正前の額	補正額	計	千 歳 市	114,212	$\triangle 2,135$	112,077	北広島市	62,765	$\triangle 1,709$	61,056	南 幌 町	12,275	$\triangle 237$	12,038	由 仁 町	62,740	$\triangle 1,790$	60,950	長 沼 町	71,751	$\triangle 2,226$	69,525	栗 山 町	192,589	$\triangle 4,940$	187,649	計	516,332	$\triangle 13,037$	503,295
市町名	補正前の額	補正額	計																															
千 歳 市	114,212	$\triangle 2,135$	112,077																															
北広島市	62,765	$\triangle 1,709$	61,056																															
南 幌 町	12,275	$\triangle 237$	12,038																															
由 仁 町	62,740	$\triangle 1,790$	60,950																															
長 沼 町	71,751	$\triangle 2,226$	69,525																															
栗 山 町	192,589	$\triangle 4,940$	187,649																															
計	516,332	$\triangle 13,037$	503,295																															
1 前年度繰越金	($3,347$) 3,847	既定に 3,347千円追加 前年度繰越金 3,347																																
1 焼却施設建設事業債	($\triangle 26,900$) 808,300	既定より 26,900千円減 焼却施設 一般廃棄物処理事業 $\triangle 26,900$																																

款		補正前の額	補 正 額	計
項				
目				
6	道支出金		1,600	1,600
1	道交付金		1,600	1,600
1	道交付金		1,600	1,600
歳 入 合 計		2,016,360	△34,990	1,981,370

(補正額)

補正後

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		この款新設	
1 地域づくり総合交付金	(1,600) 1,600	地域づくり総合交付金	1,600

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	30,385	△3,700	26,685			
1 総務管理費	30,104	△3,700	26,404			
1 一般管理費	30,054	△3,700	26,354			
3 衛生費	1,984,734	△31,259	1,953,475	1,600	△26,900	
1 清掃費	1,984,734	△31,259	1,953,475	1,600	△26,900	
1 廃棄物焼却 処理経費	1,984,734	△31,259	1,953,475	1,600	△26,900	
4 公債費	193	△31	162			
1 公債費	193	△31	162			
1 利子	193	△31	162			
歳 出 合 計	2,016,360	△34,990	1,981,370	1,600	△26,900	0

(補正額)

補正後

(単位：千円)

訳	節		説	明
	区 分	金 額		
一般財源				
△3,700				
△3,700				
△3,700	8 旅費	(△700) 421	既定より 3,700千円減	
	18 負担金、補助 及び交付金	(△3,000) 18,670	事務局運営経費 特別旅費 派遣職員給与等負担金	△3,700 △700 △3,000
△5,959				
△5,959				
△5,959	12 委託料	(△2,812) 19,133	既定より 31,259千円減	
	14 工事請負費	(△28,447) 1,933,669	廃棄物焼却処理業務経費 ごみ処理広域化基本計画策定委託料 焼却処理施設事業費 管理運営方法調査検討委託料 工事請負費	△2,163 △2,163 △29,096 △649 △28,447
△31				
△31				
△31	22 償還金、利子 及び割引料	(△31) 162	既定より 31千円減	
			焼却施設建設事業費 償還金、利子及び割引料	△31 △31
△9,690				

令和 4 年度

一般会計予算書及び予算説明書

道央廃棄物処理組合

目 次

1	道央廃棄物処理組合一般会計予算	1
	第1表 歳入歳出予算	2
	第2表 債務負担行為	3
	第3表 地方債	3
2	道央廃棄物処理組合一般会計歳入歳出予算事項別明細書	
	総括	6
	歳入	8
	歳出	12
	給与費明細書	18
	債務負担行為に関する調書	24
	地方債に関する調書	24

一 般 会 計 予 算

令和4年度道央廃棄物処理組合一般会計予算

令和4年度道央廃棄物処理組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 393, 434千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,166,474
	1 負担金	1,166,474
2 国庫支出金		1,469,343
	1 国庫補助金	1,469,343
3 繰越金		500
	1 繰越金	500
4 諸収入		17
	1 預金利子	1
	2 雑入	16
5 組合債		1,757,100
	1 組合債	1,757,100
歳 入 合 計		4,393,434

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		545
	1 議会費	545
2 総務費		36,880
	1 総務管理費	36,600
	2 監査委員費	280
3 衛生費		4,354,572
	1 清掃費	4,354,572
4 公債費		937
	1 公債費	937
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		4,393,434

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
焼却施設管理運営事業 発注支援業務委託契約	令和5年度	5,038
焼却施設建設付帯事業	令和5年度	34,375

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
焼却施設建設事業	1,757,100	普通貸借又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	起債年度から据 置き期間を含め3 0年以内に借入先 が定める償還年次 表により償還す る。 ただし、組合財 政の都合により償 還年限の変更、繰 上償還又は低利債 に借換することが できる。

歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,166,474	516,332	650,142
2 国庫支出金	1,469,343	664,322	805,021
3 繰越金	500	500	0
4 諸収入	17	6	11
5 組合債	1,757,100	835,200	921,900
歳入合計	4,393,434	2,016,360	2,377,074

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般 財源
				国道 支出金	地方債	その他	
1 議会費	545	548	△ 3				545
2 総務費	36,880	30,385	6,495			16	36,864
3 衛生費	4,354,572	1,984,734	2,369,838	1,469,343	1,757,100		1,128,129
4 公債費	937	193	744				937
5 予備費	500	500	0				500
歳出 合計	4,393,434	2,016,360	2,377,074	1,469,343	1,757,100	16	1,166,975

入 歳

2 歳 入

款		本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
項				
目				
1	分担金及び負担金	1,166,474	516,332	650,142
	1 負担金	1,166,474	516,332	650,142
	1 市町負担金	1,166,474	516,332	650,142
2	国庫支出金	1,469,343	664,322	805,021
	1 国庫補助金	1,469,343	664,322	805,021
	1 衛生費補助金	1,469,343	664,322	805,021
3	繰越金	500	500	0
	1 繰越金	500	500	0
	1 繰越金	500	500	0
4	諸収入	17	6	11
	1 預金利子	1	1	0
	1 預金利子	1	1	0
	2 雑入	16	5	11
	1 雑入	16	5	11
5	組合債	1,757,100	835,200	921,900
	1 組合債	1,757,100	835,200	921,900
	1 衛生債	1,757,100	835,200	921,900
歳 入 合 計		4,393,434	2,016,360	2,377,074

(単位：千円)

節		説明																																			
区分	金額																																				
1 市町負担金	1,166,474	市町負担金																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>本年度予算額</th> <th>前年度予算額</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千歳市</td> <td>277,342</td> <td>114,212</td> <td>163,130</td> </tr> <tr> <td>北広島市</td> <td>149,626</td> <td>62,765</td> <td>86,861</td> </tr> <tr> <td>南幌町</td> <td>29,595</td> <td>12,275</td> <td>17,320</td> </tr> <tr> <td>由仁町</td> <td>135,823</td> <td>62,740</td> <td>73,083</td> </tr> <tr> <td>長沼町</td> <td>154,670</td> <td>71,751</td> <td>82,919</td> </tr> <tr> <td>栗山町</td> <td>419,418</td> <td>192,589</td> <td>226,829</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,166,474</td> <td>516,332</td> <td>650,142</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	本年度予算額	前年度予算額	比較	千歳市	277,342	114,212	163,130	北広島市	149,626	62,765	86,861	南幌町	29,595	12,275	17,320	由仁町	135,823	62,740	73,083	長沼町	154,670	71,751	82,919	栗山町	419,418	192,589	226,829	計	1,166,474	516,332	650,142
市町名	本年度予算額	前年度予算額	比較																																		
千歳市	277,342	114,212	163,130																																		
北広島市	149,626	62,765	86,861																																		
南幌町	29,595	12,275	17,320																																		
由仁町	135,823	62,740	73,083																																		
長沼町	154,670	71,751	82,919																																		
栗山町	419,418	192,589	226,829																																		
計	1,166,474	516,332	650,142																																		
1 衛生費補助金	1,469,343	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金		1,469,343																																	
1 前年度繰越金	500	前年度繰越金		500																																	
1 預金利子	1	預金利子		1																																	
1 雇用保険掛金収入	16	雇用保険被保険者掛金		16																																	
1 焼却施設建設事業債	1,757,100	焼却施設 一般廃棄物処理事業		1,757,100																																	

歲 出

3 歳 出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内		
				特 定 財 源		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他
1 議会費	545	548	△ 3			
1 議会費	545	548	△ 3			
1 議会費	545	548	△ 3			
2 総務費	36,880	30,385	6,495			16
1 総務管理費	36,600	30,104	6,496			16
1 一般管理費	36,550	30,054	6,496			16

(単位：千円)

訳	節		説	明
	区 分	金 額		
一般財源				
545				
545				
545	1 報酬	300	議会運営経費	545
			議員報酬	300
	4 共済費	104	議員公務災害補償等組合負担金	104
			議員費用弁償	141
	8 旅費	141		
36,864				
36,584				
36,534	1 報酬	1,353	職員雇用経費	6,557
			会計年度任用職員報酬	1,353
	2 給料	3,262	会計年度任用職員給料	3,262
			会計年度任用職員手当等	815
	3 職員手当等	815	会計年度任用職員共済費	993
			会計年度任用職員費用弁償	112
	4 共済費	993	会計年度任用職員健康診断	20
			北海道市町村職員共済組合負担金	2
	8 旅費	1,121	事務局運営経費	28,999
			職員旅費	1,009
	9 交際費	100	管理者交際費	100
			消耗品費	376
	10 需用費	1,483	燃料費	101
			コピー料	777
	11 役務費	1,640	食糧費	66
			通信運搬費等	610
	12 委託料	275	その他手数料	101
			自動車保険料	78
	13 使用料及び 賃借料	1,910	地方公会計財務書類作成委託料	275
			事務用機器リース料	540
	17 備品購入費	885	車両リース料	687
			その他使用料及び賃借料	683
	18 負担金、補助 及び交付金	22,713	備品購入費	885
			会議・研修等負担金	134
			派遣職員給与等負担金	21,477
			事務所維持管理経費負担金	1,100

款 項 目	本 年 度 額	前 年 度 額	比 較	本年度予算額の財源内		
				特 定 財 源		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他
2 公平委員会費	50	50	0			
2 監査委員費	280	281	△ 1			
1 監査委員費	280	281	△ 1			
3 衛生費	4,354,572	1,984,734	2,369,838	1,469,343	1,757,100	
1 清掃費	4,354,572	1,984,734	2,369,838	1,469,343	1,757,100	
1 廃棄物処理 事業費	4,354,572	1,984,734	2,369,838	1,469,343	1,757,100	

(単位：千円)

訳	節		説	明
	区	分		
一般財源			広報作成配布経費	994
			消耗品費	163
			広報折込、配布手数料	831
50	1 報酬	30	公平委員会運営経費	50
			委員報酬 (3人)	30
	4 共済費	8	北海道市町村総合事務組合負担金	8
			費用弁償	12
	8 旅費	12		
280				
280	1 報酬	170	監査事務経費	280
			委員報酬 (2人)	170
	4 共済費	5	北海道市町村総合事務組合負担金	5
			費用弁償	95
	8 旅費	95	会議・研修等負担金	10
	18 負担金、補助及び交付金	10		
1, 128, 129				
1, 128, 129				
1, 128, 129	7 報償費	72	焼却処理施設事業費	4, 352, 130
			委員謝金	72
	8 旅費	677	費用弁償	175
			職員旅費	502
	10 需用費	108	消耗品費	108
			損害保険料	2
	11 役務費	2	施工監理委託料	12, 562
			電気主任技術者委託料	330
	12 委託料	30, 954	管理運営事業発注支援委託料	10, 571
			焼却施設建設付帯工事実施設計委託料	5, 049
	13 使用料及び賃借料	27	高速道路使用料	27
			焼却施設建設工事	4, 254, 591
	14 工事請負費	4, 322, 461	焼却施設建設付帯工事	67, 870
			N T T柱移設補償費	271
	21 補償、補填及び賠償金	271	最終処分場事業費	2, 442
			最終処分場建設候補地基礎資料作成委託料	2, 442

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算額の財源内		
				特 定 財 源		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他
4 公債費	937	193	744			
1 公債費	937	193	744			
1 利子	937	193	744			
5 予備費	500	500	0			
1 予備費	500	500	0			
1 予備費	500	500	0			
歳 出 合 計	4,393,434	2,016,360	2,377,074	1,469,343	1,757,100	16

(単位：千円)

訳	節		説	明
	区	分		
一般財源				
937				
937				
937	22	償還金、利子 及び割引料	937	起債償還金利子 937 起債償還金利子 937
500				
500				
500				予備費 500 予備費 500
1,166,975				

給 与 費

1 特別職

区 分		給			
		職 員 数 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)
本 年 度	長等				
	議員	15	300		
	その他の特別職	5	200		
	計	20	500		
前 年 度	長等				
	議員	15	300		
	その他の特別職	5	200		
	計	20	500		
比 較	長等				
	議員	0	0		
	その他の特別職	0	0		
	計	0	0		

- 備考
- 1 長等は、管理者、副管理者をいう。
 - 2 その他の特別職欄には、地方公務員法第3条第3項第1号の議会の選挙、(監査委員2名、公平委員会委員3名)

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
本 年 度	(1) 1	1,353	3,262	815
前 年 度	(1)	1,353		372
比 較	(0) 1	0	3,262	443

備考 職員数の()内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの短い職員の外数である。

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)
	本年度				120	
	前年度				112	
	比 較				8	

明 細 書

与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
寒冷地手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
		300	104	404	
		200	13	213	
		500	117	617	
		300	104	404	
		200	13	213	
		500	117	617	
		0	0	0	
		0	0	0	
		0	0	0	

議決及び同意を必要とする委員に限定した。

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
5,430	993	6,423	
1,725	305	2,030	
3,705	688	4,393	

通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し

寒冷地手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)
	695					815
	260					372
	435					443

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度				
前 年 度				
比 較				

職 員 手 当 の内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
	本 年 度					
	前 年 度					
	比 較					

備考 この表は、給料をもつて支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
本 年 度	(1) 1	1,353	3,262	815
前 年 度	(1)	1,353		372
比 較	(0) 1	0	3,262	443

職 員 手 当 の内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)
	本 年 度				120	
	前 年 度				112	
	比 較				8	

備考 1 この表は、報酬又は給料をもつて支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係

2 職員数の（ ）内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当た
比し短い職員の外数である。

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考

寒冷地手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)

弁に係る職員を含む。) で予算の積算の基礎となったものを記載する。

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
5,430	993	6,423	
1,725	305	2,030	
3,705	688	4,393	

寒冷地手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当 (千円)	合 計 (千円)
	695					815
	260					372
	435					443

る職員を含む。) で予算の積算の基礎となったものを記載する。

りの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に

(2) 給料、報酬及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	3,262	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	3,262		
報酬		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当等	8	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	8		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職	計
令和3年10月1日現在	平均給料月額 (円)			
	平均給与月額 (円)			
	平均年齢 (歳)			
令和2年10月1日現在	平均給料月額 (円)			
	平均給与月額 (円)			
	平均年齢 (歳)			

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	技能労務職 (円)	国の制度	
			一般行政職(円)	技能労務職(円)
高校卒				
大学卒				

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年10月1日現在	級			級		
	級			級		
	級			級		
	計			計		
令和2年10月1日現在	級			級		
	級			級		
	級			級		
	計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職							

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種		
			一 般 行 政 職	技 能 労 務 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)				
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					
前 年 度	職 員 数 (A) (人)				
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)			
比率 (B) / (A) (%)					

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度					
前年度					
国の制度					

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年 勤続の者 (月分)	25年 勤続の者 (月分)	35年 勤続の者 (月分)	最高限度額 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等						
国の制度 (支給率等)						

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和 年 月 日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当		
住居手当		
通勤手当		

備考 (3) 給料及び職員手当の状況は、会計年度任用職員以外の職員について記載する。

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

債務負担行為の内容			
設定年度	事 項	期 間	限度額
令和元年度	焼却施設建設事業	令和2年度から 令和6年度まで	11,652,147
令和3年度	焼却施設建設事業	令和3年度から 令和6年度まで	120,000

地方債の令和2年度末における現在高並びに令和3年度末及び令和4年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度末 現在高見込額 (A)	令和4年度中増減見込		令和4年度末 現在高見込額 (A) + (B) - (C)
			令和4年度中 起債借入見込額 (B)	令和4年度中 元金償還見込額 (C)	
焼却施設建設 事業債	221,100	1,029,400	1,757,100	0	2,786,500

(単位：千円)

実績及び見込み								
債務負担 行為額	令和3年度末までの 支出(見込)額		令和4年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
	期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
					国庫支出金	地方債	その他	
11,652,147	令和2年度 ～ 令和3年度	2,377,999	令和4年度 ～ 令和6年度	9,274,148	3,154,192	3,869,900		2,250,056
86,625			令和4年度 ～ 令和6年度	86,625	29,885	35,500		21,240